

火災予防対策について

消防法令上遵守すること・火災予防上普段から気を付けること

社会福祉施設等は、他の建物と比べ、心身の不自由な方が利用される場合が多く、職員の数も限られている場合が多いことから、消防法令上の規制が厳しく、設置される消防用設備等も、スプリンクラー設備のように、自動で消火してくれるものなど、他の用途より高度なものとなっています。これらの設備が適切に作動するよう、また作動する前に火災発生の原因となる危険因子を事前に摘み取り、火災が発生した場合であっても適切に対応できるよう備えておくことが、重要になります。

消防法令上遵守すること

1 防火管理者の選任

防火管理者とは？

その建物における火災予防上の責任者である管理権原者（代表取締役など）からの指示により、消防計画を作成し、消防訓練を行うほか、従業員等に対し、適切な指示等を行う者。

職員に指示をすることから、防火管理者は

施設長 など責任ある役職から選任する必要があります。



1 防火管理者の選任

防火管理者の選任が必要となる施設

利用者及び従業員の合計が **30人** 以上 ※

※ グループホームや特別養護老人ホームなど、自力避難困難者が入居、宿泊する施設は

10人 以上

1 防火管理者の選任

防火管理者は **防火管理講習** を受講した等
一定の要件を満たさないと選任できません。

※消防団員で一定の要件を満たした人など一部の人は受講不要



防火管理者に異動があった場合などは、その都度届出が必要です。

2 消防計画の作成

消防計画とは？

火災が発生しないように、万が一発生しても被害を最小限にするために、事前に作成する計画。防火管理者の選任が必要な対象物に対する作成及び消防署への届出が消防法令で義務付けられている。

消防計画は **防火管理者** が作成します。



2 消防計画の作成

消防計画で定めること

- ・ 火災予防上の自主検査に関すること
- ・ 消防訓練の定期的な実施に関すること
- ・ 火災発生時等における消火活動等に関すること など



消防計画を変更した場合も、その都度届出が必要です。

※作成例は当本部のホームページに記載してあります。

3 消防訓練の実施

消防訓練とは？

防火管理が必要な施設に対し、年2回以上行うことが消防法令で義務付けられているもの。

訓練を実施する際は、事前に消防機関に通報（連絡）することも法令に規定されている。

実施義務のある訓練は **消火・避難** 訓練です。



3 訓練の実施



- 消防訓練を行う場合は必ず、事前に 消防署へ連絡してください。
- 訓練の実施方法が初めてで分からない場合は、消防署で指導します。
- 実施方法を理解したら、防火管理者が中心となり、行ってください。



※事前の連絡用紙は当本部のホームページに掲載しています。

4 消防用設備等の点検報告

消防用設備等の点検報告とは？

消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備などの消防用設備等は半年に1回以上点検をし、1年に1回以上、結果を消防署に報告するもの。



- 点検で不備があった事項は、早急に改修してください。
- 自動火災報知設備などに、重大な機能不良があった場合、その内容をホームページに掲載する場合があります。



5 維持台帳の整備

維持台帳とは？

「消防用設備等の点検結果」や建物を建てたときの消防用設備に関する書類を編さんしたもの。
作成、維持が法令で義務付けられている。



消防署の立入検査の際に、
この「維持台帳」の提出を
求める場合があります。

- ・ 設備の点検結果
- ・ 使用開始届出
- ・ 検査済証 など



6 防災物品の管理

防災物品とは？

主に「カーテン」や「じゅうたん」など、火災発生時、延焼拡大を助長させるものに対し、燃えにくく加工したものの。

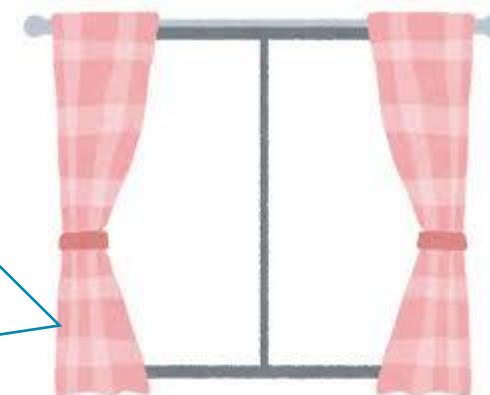
社会福祉施設等のカーテン等は、全てこの防災物品にする必要がある。



入居者が持ち込むものも

防災物品にしなければなりません。

消防庁登録者番号
防 災
登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会
洗濯をした場合は要防災処理
【PET100%】 処理 年 月



火災予防上普段から気を付けること

1 避難経路に物を置かない

避難経路となる階段や廊下には一切の物を置くことはできません。

階段や廊下に物を置くと、避難する際に障害となるのはもちろん、置いてある物が延焼媒体となってしまいます。



2 防火戸の周りに物を置かない

防火戸は基準を満たした鉄製の扉であり、火災発生時、煙や炎からそのエリアを守る大切な設備です。

この防火戸は、閉鎖して初めて効力を発揮するもののため、

防火戸の周りに物を置く、ドアストッパーにより開けっ放しにするなど、

防火戸の閉鎖障害となるようなことはしないでください。



3 火気の管理（喫煙場所の管理など）

火災の多くは、火があるところから発生します。

施設に調理施設がある場合は、その管理を徹底してください。

入所者でたばこを吸われる方がいる場合は、喫煙場所の管理、たばこやライターの管理も徹底してください。



火災は普段から気を付けていれば、ほとんどの場合、防ぐことができます。しかし、地震や電気、入所者の予期せぬ行動を起因とする火災は、防ぐことが容易ではありません。

そのため、大切なのは「やるべきことを常日頃からやっておく」ことです。やるべきことをやっておけば、火災が発生する確率を0に近づけることができ、万が一火災が発生しても被害を最小限に抑えることができます。

皆様の施設の安全は、皆様の日々の備えにかかっています。

